

**公益財団法人三重県文化振興事業団と学校法人皇學館 皇學館大学との  
生涯学習振興に関する連携協力協定書**

公益財団法人三重県文化振興事業団（以下「甲」という。）と学校法人皇學館 皇學館大学（以下「乙」という。）は、教育基本法における生涯学習の理念に則り、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の教育研究資源を活用し、生涯学習の振興を通じて、地域の活性化を図るために、生涯学習社会の実現等について、三重県の指定管理者として三重県生涯学習センターを運営する甲と、学校教育法第1条に規定される高等教育機関である乙が、相互に連携協力することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携協力する。

- (1) 三重県の生涯学習振興の支援に関すること
- (2) 専門性を活かした高度な学習機会の提供に関すること
- (3) 学校教育活動等における支援に関すること
- (4) インターンシップ等就業体験の受入に関すること
- (5) 各種会議等への有識者派遣に関すること
- (6) その他前条の目的を達成するために必要と認められること

（実施体制）

第3条 甲と乙は、前条に定める各号を実施するための窓口を設置し、連携協力体制を構築する。

（経費）

第4条 第2条に定める各号の実施に要する経費は、両者の協議により決定する。

（秘密保持）

第5条 甲と乙は、本協定書に基づき実施される活動により入手した情報について、相手方の事前承諾なく第三者に対して開示、漏洩又は本連携協力の目的以外に使用してはならない。

2 甲と乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3カ月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年 3月 5日

甲 三重県津市一身田上津部田1234番地  
公益財団法人  
三重県文化振興事業団  
理事長

飯田俊司



乙 三重県伊勢市神田久志本町1704番地  
学校法人皇學館  
皇學館大学  
学長

清水潔

